国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収 法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成29年8月8日

京都市長 門川 大作

- 1 公売(入札)開始日時平成29年9月5日午前10時30分
- 2 公売(入札)締切日時平成29年9月5日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8京都市下京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

平成29年9月5日午前10時50分

- 6 開札の日時平成29年9月5日午前11時00分
- 7 売却決定の日時平成29年9月12日午前11時00分
- 8 売却決定の場所京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8京都市下京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限平成29年9月12日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者,抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を 受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出 てください。

- 12 公売財産の表示,公売保証金額及び見積価額 別紙のとおり
- 13 その他事項
  - (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
  - (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手(銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。)でなければ納付できません。
  - (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
  - (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
  - (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、 焼失等による損害の負担は買受人が負います。
  - (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
  - (7) 本市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
  - (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
  - (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財4

2 見積価額

18,690,000円

3 公売保証金

1,870,000円

4 公売財産の表示

土地

所 在 京都市上京区千本通上長者町下る革堂前之町

地 番 95番

地 目 宅地

地 積 71.20㎡

以上登記簿による表示

- 5 公売財産の概要
  - (1) 公売財産は、市バス「千本出水」停留所から北方へ約200m(道路距離)に位置する。
  - (2) 公売財産は、間口(東側)約5.1 mが幅員約17mの舗装市道(千本通)に概ね等高に接面し、奥行(北側)約13.8 mが幅員約3.7 mの舗装市道(上長者町通)に概ね等高に接面している不整形地である。
- 6 法的規制,利用状況等
  - (1) 商業地域,防火地域,指定建蔽率80%(用途地域による),指定容積率600%, 20m第四種高度地区,沿道型美観形成地区幹線地区,遠景デザイン保全区域(11) (38),屋外広告物沿道型第4種地域,既成都市区域
  - (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地【平安京跡(重要遺跡・小規模遺跡)】
    - ※ 届出についての問合せ先 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

TEL (075) 366-1498

(3) 公売財産は、平成29年7月現在、駐車場として利用されており、駐車場機器が設

- 置されている。駐車場機器に関することは、設置者に問い合わせてください。 なお、賃貸借契約等の内容は不明である。
- ※ 設置者の問合せ先 株式会社パークエンジニア

大阪市大正区北村一丁目16番22号

TEL06-6556-3989

(4) 公売財産内には、平成29年7月現在、自動販売機が設置されており、故障受付ナンバー「70121」と記載されている。自動販売機に関することは、設置者に問い合わせてください。

なお、賃貸借契約等の内容は不明である。

※ 設置者の問合せ先 株式会社山久

大阪市平野区喜連一丁目9番35号

TEL06-6707-6011

- 7 その他公売条件
  - (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
  - (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- ※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)